

(釧路公立大学からのお知らせ)

令和7年度前期授業料の減免について（在学生）

東日本大震災における被害を受けた方で、令和7年度前期授業料の減免を希望する方は、「高等教育修学支援新制度」による給付型奨学金申請（授業料減免）とは別に、事務局学生課で相談を受付しています。（東日本大震災が減免申請理由とならない場合は、「高等教育修学支援新制度」の給付型奨学金をしていただくことがありますので、その際は指定された受付期間を厳守願います）

前年度、東日本大震災にかかる授業料の減免を受けた学生については、必要申請書類を実家宛に郵送しますので、今年度も引き続き減免を必要とする場合、4月4日（金）までに学生課へ提出してください（持参・郵送どちらでも可）。

なお、減免基準は下記のとおりとなっておりますので、該当する方は証明書を添付してください。また、すでに「り災証明」を提出している方は、再提出の必要はありませんので「申立書」に現在の生活状況等を記載の上、提出してください。

※「高等教育修学支援新制度」の給付型奨学金と受付時期が異なりますのでご注意願います。

※「高等教育修学支援新制度」による給付型奨学金を申請した（これから申請する）方も、「東日本大震災に係る減免」の申請は忘れずに行ってください。「高等教育修学支援新制度」の対象外となった場合でも、「東日本大震災に係る減免」が認められる場合があります。

東日本大震災に係る授業料の減免について（令和7年度）

授業料等負担者の罹災状況等		減免内容	添付書類
○死亡又は6か月以上の疾病による生活困窮		全額免除	・市（区）町村長が発行するり災証明書（写） ・死亡の記載がある戸籍謄本又は医師診断書【該当者のみ】
○所有する住宅の半壊（半焼）以上の被害【持家のみ】 ○その他類似事例（流亡等） ○福島第一原子力発電所の事故の影響により居住地（政府による避難指定区域に限る）からの避難	生活保護受給者又は市（区）町村民税非課税者（※1）	全額免除	・市（区）町村長が発行するり災証明書（写） ・市（区）町村長が発行する被災証明書（写）【福島第一原子力発電所の事故のみ】 ・福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書又は市（区）町村長の発行する市（区）町村民税の課税証明【該当者のみ】
	上記以外（※2）	半額減免	
○一部損壊等の被害		半額減免	・市（区）町村長が発行するり災証明書（写）

注） ※1及び※2の区分については、平成26年度に新設されたもの。

【お問い合わせ】

釧路公立大学事務局学生課

電話：0154-37-5091